

知[!]っておきたい

食 品 表 示



食の安全・安心わかやま

和歌山県環境生活部

農産物の表示



キャベツ
原産地 和歌山県

農産物とは、「野菜」、「果物」、「豆類」などを言います。

- 「名称」と「原産地」を表示する。
- 「名称」は一般的な名前を表示する。
- 「原産地」は国産品と輸入品で表示が異なる。

国産品：県名を表示（※市町村名・一般に知られている地名でも良い）
輸入品：原産国名を表示（※一般に知られている地名でも良い）

有機農産物の表示は、

環境への負荷を軽減するという考えの下で、科学的に合成された肥料・農薬を2年以上（多年作物は3年以上）使用せずに生産され、登録認定機関に認定された場合にのみ認められています。



乾燥（豆類、米穀等は除く）・加熱・味付け等をする**加工食品**となります。
（たけのこ水煮・干しいたけ等）

※一般的に知られている地名とは

- ★国内産であれば、郡名、旧国名（紀州、信州等）、島名（屋久島、淡路島等）などよく知られている地名
- ★外国産の場合は、国名の他に州名（カリフォルニア等）や省名（山東省等）など一般に知られている地名

玄米・精米の表示

表示例（単一原料米の場合）

| 名 称 | 精 米 | | |
|---------|---|-----|-----|
| | 産 地 | 品 種 | 産 年 |
| 原 料 玄 米 | 単一原料米 ○○県 △△ヒカリ ○年産 | | |
| 内 容 量 | 5kg | | |
| 精米年月日 | 平成○年○月○日 | | |
| 販 売 者 | ○○米穀株式会社 和歌山県○○市○○○-○○ TEL○○○ (○○○) ○○ ○○ | | |

表示例（複数原料米の場合）

| 名 称 | 精 米 | | | |
|---------|---|-----|-----|------|
| | 産 地 | 品 種 | 産 年 | 使用割合 |
| 原 料 玄 米 | 複数原料米 国内産 (○○県 △△ヒカリ ○年度 10割 ××県 □□ヒカリ ○年度 9割 1割) | | | |
| 内 容 量 | 5kg | | | |
| 精米年月日 | 平成○年○月○日 | | | |
| 販 売 者 | ○○米穀株式会社 和歌山県○○市○○○-○○ TEL○○○ (○○○) ○○ ○○ | | | |

玄米や精米を袋等で包装して販売する場合

- 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者」を表示する。
- 「名称」は、玄米、もち精米、胚芽精米、うるち精米（精米でも可）のいずれかを表示する。
- 「原料玄米」は、次のとおり表示する。
 - ア 産地、品種及び産年が証明された単一原料使用のものは、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記する。
 - イ ア以外の原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等と記載し、国産品は「国内産 △割」と、輸入品は原産国ごとに「○○産 △割」と使用割合の多い順に記載する。産地、品種または産年について証明を受けている場合は、括弧を付してこれらに記載することができる。なお、産地の証明を受けていない原料玄米についても、米トレーサビリティ法に基づき伝達される産地を記載することができる。その場合、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載する。
- 内容量は、グラムまたはキログラムの単位で表示する。
- 精米年月日は、精白した年月日を表示し、玄米の場合は、精米年月日を調製年月日に代えて、原料玄米を調製した年月日を表示する。
- 販売者は、氏名または名称、住所及び電話番号を表示する。



■袋への表示（ブレンド米の表示）



■原料の使用割合が50%未満の場合はその使用割合を産地・品種名と同程度以上の大きさで表示する。



■原料の使用割合が50%以上の場合はその産地・品種名を明記し「ブレンド」の文字を同程度以上の大きさで表示する。

畜産物の表示

畜産物とは、「肉類」、「卵」などを言います。

パック詰めされていないもの

- 「名称」と「原産地」を表示する。
 - 「名称」は一般的な名前を表示する。
(部位を併記)
 - 国産品には「国産」と表示する。
(県名又は一般に知られている地名でも良い)
輸入品には「原産国名」を表示する。
(必ず国名を表示する。)
 - 国産牛肉には「個体識別番号」を表示する。
(ひき肉、加工食品等を除く。)
 - 100g当たりの単価を表示する。
 - 冷凍状態で仕入れた食肉は「冷凍」、「解凍」等と表示する。
- ※下線部分は、公正競争規約による事業者団体独自の表示項目です。

生食用食肉(牛肉)については、生食用である旨、と畜場・加工施設の名称及びその所在地の都道府県名、注意喚起に係る事項を付け加えて表示する。

鶏卵については、下記の事項を付け加えて表示する。

- 「生食用」であるかないか及び「使用方法」を表示する。
- 「採卵者」又は「選別包装者」の名称と所在地を表示する。

パック詰めされているもの

左記の「パック詰めされていないもの」の表示に下記の事項を付け加えて表示する。

- 「消費期限(賞味期限)」を表示する。
- 「保存方法」を表示する。
- 「内容量」を表示する。
- 「加工者」の名称と所在地を表示する。



国産 豚ロース
100g △△円

表示例

個体識別番号

○○○○○○○○○○

和歌山県産 牛バラ肉(焼肉用)
消費期限 ○年○月○日(4℃以下で保存)
100g当たり △△△円 価格△△△円
内容量(g) ○○○g
○○スーパー株式会社
和歌山県○○○○×××-×

牛と豚の合挽肉・味付け肉・ハム・焼き鳥等は加工食品になります。

表示例



名称 鶏卵(生食用)
原産地 和歌山県
選別包装者 ○○養鶏場株式会社
和歌山県○○○××-×
賞味期限 ○年○月○日
保存方法 10℃以下で保存
使用方法 生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分加熱調理してください。

水産物の表示

水産物とは、「魚」、「貝」、「水産動物」、「海藻」などを言います。

パック詰めされていないもの

- 「名称」、「原産地」を表示する。
- 魚の一般的な「名称」を表示する。
- 国産品には、漁獲した水域か養殖場のある都道府県名を、輸入品には原産国名を表示する。なお、水域名の表示が困難な場合は、水揚げ港名又は港がある都道府県名を表示する。
- 養殖したものには「養殖」、冷凍品を解凍したものには、「解凍」と表示する。



パック詰めされているもの

表示例

韓国産(太平洋) 解凍
メバチマグロ(刺身用)
消費期限 ○年○月○日
保存方法 10℃以下で保存
○○スーパー株式会社 価格(円)
和歌山県○○○○×××-× △△△

注意!

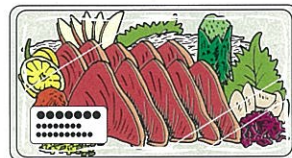
養殖の場合は、下記の表示等はできません。
(養殖：給餌して育成した水産物)

~~天然仕上げ~~

~~天然風味~~

上記の「パック詰めされていないもの」の表示に下記の事項を付け加えて表示する。

- 「消費期限」を表示する。
- 「保存方法」を表示する。
- 「生食用」はその旨を表示する。
- 「加工者」の名称と所在地を表示する。



- 乾燥・加熱・味付け等をすると加工食品となります。
- 刺身の場合1種類のみなら生鮮食品、2種類以上の盛り合わせは加工食品となります。

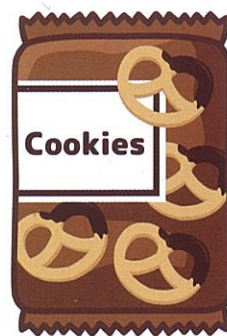
加工食品の表示

一般に販売されている加工食品のうち、パック・缶などの容器や袋などで包装された食品には「名称」、「原材料名（食品添加物やアレルギー物質を含む）」、「原料原産地」、「内容量」、「賞味期限（または消費期限）」、「保存方法」、「製造者」等を表示します。

また、輸入品には「原産国名」や「輸入者」等を表示するなど、個々の品目により表示しなければならない項目もあります。

クッキーの表示例

| | |
|---------|----------------------------------|
| 名 称 | 焼菓子 |
| 原 材 料 名 | 小麦粉、砂糖、チョコレート（乳成分を含む）、ショートニング、食塩 |
| 添 加 物 | 膨張剤、乳化剤（大豆由来）、香料 |
| 原料原産地 | 国内製造（小麦粉） |
| 内 容 量 | 10枚 |
| 賞味期限 | 〇〇年〇月△△日 |
| 保存方法 | 直射日光を避け常温で保存 |
| 製 造 者 | △△△製菓株式会社 和歌山県〇〇〇〇〇〇××-× |



| | |
|---------|---|
| 名 称 | その商品の内容を表す一般的な名称を表示しています。 基準で定められている場合もあります。 |
| 原 材 料 名 | 原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示しています。 必要に応じてアレルギー物質を含む旨の表示、遺伝子組み換えなどの表示をします。 |
| 添 加 物 | 添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示しています。 必要に応じてアレルギー物質を含む旨の表示をします。 原材料名の欄に、原材料名と明確に区分して表示されることもあります。 |
| 原料原産地 | 原材料の産地、製造地を表示しています。 詳細は「原料原産地の表示」ページを参照してください。 |
| 内 容 量 | グラムやミリリットル、個数などの単位を明記して表示しています。 |
| 期 限 表 示 | 「消費期限」または「賞味期限」を表示しています。 詳しくは、下記を参照してください。 |
| 保 存 方 法 | 未開封時における保存方法を示しています。 |
| 製 造 者 等 | 商品の表示に責任を持つ者の氏名または法人名及びその所在地と、製造所の所在地及び名称が表示されています。 |

添加物の表示方法について

食品添加物の表示方法は、大きく3つに分類されます。

- 1) 物質名（その物質名を記載する）物質名は定められた簡略名による表示も認められています。
【例】塩化カルシウム→塩化 Ca、香辛料抽出物→香辛料又はスパイス 等
- 2) 用途（使用の目的・用途を併せて表示する。）
【例】甘味料（キシリトール）、着色料（β-カロテン）、保存料（ソルビン酸）等 8種類
- 3) 一括名（同様の機能・効果を有するものを一括表示する）
【例】香料、酸味料、pH調整剤、乳化剤等 14種類

期限表示について

○消費期限

弁当やそうざいなど、品質の劣化が早い食品には、消費期限が表示されています。
品質の劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなります。

○賞味期限

缶詰やスナック菓子など、品質が比較的長く保持される食品には、賞味期限が表示されています。また、3ヶ月以上保存できる食品は、日を省略している場合があります。（例：平成〇〇年△月）
品質の劣化が遅いことから、表示されている期日を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

（注）消費期限や賞味期限は、記載されている方法で保存した場合の期限ですので、決められた方法で保存しない場合や開封後は、劣化が早くなる場合がありますので注意が必要です。

原料原産地表示

原料原産地とは、加工食品に使用されている原材料の原産地のことで、全ての加工食品（輸入食品等は除く）に表示が義務付けられています。

対象原材料は、食品によって定められています。

対象原材料

1. 全ての加工食品（次の2～7に該当する食品を除く）：重量割合上位1位の原材料
2. 農産物漬物：上位4位（または3位）かつ5%以上の原材料（農産物又は水産物）
3. 野菜冷凍食品：上位3位かつ5%以上の原材料
4. かつお削りぶし：かつおのふし
5. うなぎ加工品：うなぎ
6. おにぎりののり：のりの原そう
7. 以下に掲げる22食品群：主な原材料（原材料に占める重量割合が50%以上の生鮮食品）

※1, 6は、平成29年9月1日に表示が義務付けられましたが、平成34年3月31日まで猶予期間が設けられています。

- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ③ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ④異種混合したカット野菜・カット果実、その他野菜、果実及びきのこ類を切断後異種混合したもの
- ⑤緑茶及び緑茶飲料
- ⑥もち
- ⑦いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- ⑧黒糖及び黒糖加工品
- ⑨こんにやく
- ⑩調味した肉類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ⑪ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑫表面をあぶった食肉
- ⑬フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ⑭合挽肉、その他異種混合した食肉
- ⑮素干し魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
- ⑯塩蔵魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑰調味した魚介類及び海藻類（加熱調理食品、調理冷凍食品、缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑱こんぶ巻き
- ⑲ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑳表面をあぶった魚介類
- ㉑フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ㉒④及び⑬に掲げるもののほか、生鮮食品を切断後異種混合したもの

表示方法

表示方法には、以下の4種類があります。

ただし、個別に定めのある5品目（対象原材料の2～6）と22食品群（対象原材料の7）には、一部を除いて国別重量順表示しか認められていません。

国別重量順表示

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地がアメリカ≧国産であることを示しています。

製造地表示：対象原材料が加工食品の場合、原則として原材料の製造地を国別重量順に表示します。

名称：チョコレートケーキ
原材料名：チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、…

例では、チョコレートがベルギーで製造されたことを示しています。

国別重量順表示が難しい場合には、一定の条件の下で「又は表示」、「大括り表示」が認められています。

又は表示：使用可能性がある国名を「又は」でつないで表示します。

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ又はカナダ）、豚脂肪、…

例では、「アメリカ産のみ」「カナダ産のみ」「アメリカ産≧カナダ産」「カナダ産≧アメリカ産」の4通りの意味があります。

※豚肉の産地は、製造前年の実績順

大括り表示：3か国以上の外国で生産された原材料を使用する場合、国名ではなく「輸入」と表示します。

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（輸入）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地が、3か国以上の外国からであることを示しています。

アレルギー物質の表示

■食物アレルギーとは

食品を飲食することにより、体に何らかの障害を引き起こす症状のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを「**食物アレルギー**」といいます。

この免疫学的な防御反応とは、体の中に異物（抗原）が侵入してくることで、これを排除または防衛しようとする働きにより、抗体がつくられるものです。アレルギー体質の人の場合、特定の物質を含む食品を飲食したとき、敏感な反応を示してじんま疹・湿疹などの皮膚障害、血圧の低下、呼吸困難などの呼吸器症状や意識障害など、個人により色々な症状を引き起こします。

このような症状の中で、最もひどい症状を**アナフィラキシーショック**といい、全身発赤、呼吸困難、血圧の低下、意識障害などの症状を引き起こし、対応が遅ければ死に至ることもあります。

■なぜ表示が必要？

近年、乳幼児から成人に至るまで、特定の食品が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。また、アナフィラキシーショックを起こす場合も増加しています。

アレルギー症状を引き起こすおそれのある人が、その食品を購入するとき表示を確かめた上で、安心して選択（飲食）できるようにアレルギー症状を引き起こすおそれのある食品（原材料を含む）の表示が義務づけられています。

表示が義務づけられているアレルギー物質

| | |
|----------------|---|
| 表示が義務づけられている物質 | 卵、かに、えび、小麦、そば、落花生、乳(特定原材料 計7品目) |
| 表示を推奨する物質 | あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ごま、カシューナッツ(特定原材料に準ずるもの 計20品目) |

表示の対象食品は、上記の原材料を含む容器包装にいれられた加工食品・添加物です。

アレルギー物質を含む食品の原材料表示の表示例

| |
|--|
| 名称：洋菓子 |
| 原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂（大豆を含む）、鶏卵、アーモンド、マーガリン、異性化液糖、洋酒、でん粉 |
| 添加物：ソルビトール、膨張剤、香料（卵由来）、乳化剤（大豆由来）、着色料（カラメル、カロチン）、酸化防止剤（ビタミンE、ビタミンC） |

※下線部分がアレルギー物質です。



遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え原料を使った食品には、表示が義務づけられています。

大豆、トウモロコシ、ばれいしょ、ナタネ、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤの8種類の農産物と大豆、トウモロコシ、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、パパイヤを主な原材料にした加工食品が対象になります。

遺伝子組換え表示の区分

| | |
|---|------------------|
| 遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 | 義務表示「遺伝子組換え」等 |
| 遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えされていない農産物が混入する状態で原材料とする場合 | 義務表示「遺伝子組換え不分別」等 |
| 遺伝子組換え農産物を原材料としていない場合 | 任意表示「遺伝子組換えでない」等 |

遺伝子組換えの表示義務がある主な加工食品

| 対象農産物 | 加工食品 |
|---------|--|
| 大豆 | 豆腐、油揚げ、凍り豆腐、おから、湯葉、納豆、味噌、豆乳、きな粉、大豆煮豆、大豆缶詰及び大豆瓶詰、大豆いり豆等 |
| トウモロコシ | コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン、冷凍トウモロコシ、トウモロコシ缶詰及びトウモロコシ瓶詰等 |
| ばれいしょ | 冷凍ばれいしょ、乾燥ばれいしょ、ポテトスナック菓子等 |
| アルファルファ | アルファルファを主な原材料とするもの |
| てん菜 | てん菜（調理用）を主な原材料とするもの |
| パパイヤ | パパイヤを主な原材料とするもの |



原材料名
大豆(遺伝子組換え)

栄養成分の表示

加工食品には食品に含まれている栄養成分や、1回にどれくらいの栄養成分がとれるのかを知ることができる栄養成分表示が義務づけられています。



栄養成分表示の見方

- 100g 当たりや、1食分あたりの栄養成分が表示がされます。
- 「エネルギー」「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「食塩相当量」※1の5項目は、必ず表示しなければならない項目です。
- 「炭水化物」は、「糖質」と「食物繊維」として表示されることがあります。
- 定められた栄養成分※2が、多く含有している旨（カルシウムたっぷり等）や、含有量が少ない旨（カロリーオフ等）の表示をする場合はその含有量について、一定の基準が定められています。

表示例

| 栄養成分表示 1食分 (20g) あたり | |
|-------------------------|-------|
| エネルギー | 8kcal |
| たんぱく質 | 2.0g |
| 脂質 | 0.4g |
| 炭水化物 | 2.4g |
| 食塩相当量 | 1.3g |
| カルシウム | 45mg |

※1 平成27年4月に表示が義務化されましたが5年間の猶予期間が設けられています。

※2 定められた栄養成分：熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維、ミネラル（亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素及びリン）、ビタミン（ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸）

食品表示を規制している法律

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

このことから食品の表示は、食品表示法、健康増進法、景品表示法等により細かく規程されています。

| 法律の名称 | 表示の目的 | 表示対象食品 | 表示しなければいけない事項等 |
|---|---|-------------------------------|---|
| 食品表示法 (JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関する事項を統合した法律です。平成27年4月1日施行) | 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保 | 全ての飲食物（医薬品及び医薬部外品を除き、添加物を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> ● 名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量、栄養成分の量及び熱量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地 ● アレルゲン、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、特定保健用食品に関する事項、遺伝子組換え食品に関する事項、乳幼児規格適用食品である旨、原料原産地名、原産国名等 ● その他個別に表示義務が定められている場合は、その項目 |
| 健康増進法 | 健康の保持増進の効果等について誇大表示の禁止 | 食品として販売する物 | |
| 景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法) | 虚偽、誇大な表示の禁止 | | |
| 計量法 | 内容量等の表示 | | 内容量等 |

食品表示に関するお問い合わせ先

| 名 称 | 電話番号 | 所在地 |
|-----------------|--------------|-----------------|
| 和歌山県庁 食品・生活衛生課 | 073-441-2634 | 和歌山市小松原通 1-1 |
| 海南保健所 衛生環境課 | 073-482-0600 | 海南市大野中 939 |
| 岩出保健所 衛生環境課 | 0736-61-0022 | 岩出市高塚 209 |
| 橋本保健所 衛生環境課 | 0736-42-5443 | 橋本市高野口町名古屋 927 |
| 湯浅保健所 衛生環境課 | 0737-64-1293 | 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 |
| 御坊保健所 衛生環境課 | 0738-24-3617 | 御坊市湯川町財部 859-2 |
| 田辺保健所 衛生環境課 | 0739-26-7934 | 田辺市朝日ヶ丘 23-1 |
| 新宮保健所 衛生環境課 | 0735-21-9631 | 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 |
| 新宮保健所串本支所 保健環境課 | 0735-72-0525 | 東牟婁郡串本町西向 193 |

和歌山県
PRキャラクター
「きいちゃん」



食の安全・安心に関する情報を発信しています。

食の安全・安心わかやま
ホームページ

食の安全・安心わかやま

検索

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/>

食の安全・安心わかやま
メールマガジン

登録はこちら→
↓ ↓



<http://www.mag2.com/m/0001658552.html>